

# 労働者死傷病報告の提出はお済みですか？

労働者死傷病報告は、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合に所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

## ○報告義務者

上記の事由による被災労働者の所属する事業場の事業者

## ○報告様式、提出期限

休業日数によって使用する報告様式が異なります。

	休業日数等	使用する様式	提出期限
業務災害	死亡	様式第23号	災害発生後遅滞なく（1ヶ月以内）
	休業4日以上		
	休業1日以上3日以下	様式第24号	・1月～3月の災害⇒4月末日まで ・4月～6月の災害⇒7月末日まで ・7月～9月の災害⇒10月末日まで ・10月～12月の災害⇒翌年の1月末日まで

## ○提出方法等

### ①紙面で提出する。

- ・仙台労働基準監督署の窓口を持参する。
- ・仙台労働基準監督署安全衛生課宛てに郵送する。

※労働者死傷病報告については、副本のご提出は任意です（正本1部のみのご提出で結構です）。

控えが必要な場合は、提出時に当該報告書の写し（コピー）をご用意ください。（郵送の場合には必要な額の切手を貼った返信用封筒も同封してください。）

☆様式第23号、様式第24号ともに厚生労働省のHPからダウンロードできます。特に、様式第23号については機械で読み取りを行うため、以下の事項に留意してください。

- ・様式を印刷する際には縮小印刷とならないよう注意してください。
- ・印刷した用紙をコピーするのではなく、必要の都度、厚生労働省のHPからダウンロードして使用してください。

### ②電子申請を行う。

電子申請の詳しい操作方法は、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です！」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

## 【参考】労働安全衛生規則

### (労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。



# 【参考】記載例

## ○様式第23号 (休業4日以上又は死亡の場合に使用する様式)

**労働者死傷病報告**

様式第23号(第97条関係) (背面)

事業の種類 **総合工事業**

事業場の名称(建設業にあっては工事名を併記のこと) **厚生労働建設(株)**

事業場の所在地 **宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1-1**

電話番号 **022-299-9073**

労働者数 **25**

被災労働者の氏名(姓と名の順に文字で記すこと) **タナカ ターナー**

性別 **男**

年齢 **57**

職種 **エレガベス**

発生日 **平成31年1月8日**

傷病名及び傷病の部位 **頭部骨折 側頭部**

休業日数 **5**

災害発生状況及び原因 **鉄筋コンクリート造5階建て住宅棟建設工事現場でトラッククレーンにより外壁材を吊り上げて3階へ搬入中、吊り荷が5階梁に当たって斜めになり、外壁材が滑り落ちて3階の足場上で搬入作業を行っていた被災者の側頭部を直撃した。**

報告書作成者職氏名 **米国 (特定活動(建設分野)) 労働安全課長 安全 第一郎**

事業者職氏名 **厚生労働建設(株) 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 電話: 022-299-9073 代表取締役 足場 良夫**

平成31年1月10日

仙台 労働基準監督署長 殿

受付印

## ○様式第24号 (休業1日以上3日以下の場合に使用する様式)

**労働者死傷病報告**

様式第24号(第97条関係) 平成31年1月から平成31年3月まで

事業の種類	事業場の名称(建設業にあっては工事名を併記のこと)	事業場の所在地	電話番号	労働者数				
食料品製造業	厚生労働食品(株)	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	022 (299) 9073	30				
被災労働者の氏名	性別	年齢	職種	派遣労働者の場合は欄に○	発生日	傷病名及び傷病の部位	休業日数	災害発生状況
仙台 太郎	男	25	製造スタッフ	○	1月26日	左手母指切創	3日	大豆をチョッパー(大豆をすり潰す機械)に投入していた際、機械に大豆が詰まり、これを解消しようとし、チョッパーの運転を停止しないまま機械に手を差し入れたところ、左手母指に切創を負った。
石巻 花子	男	43	事務スタッフ	○	3月20日	右足首捻挫	2日	事務所内の階段を踏みはずし、足を捻った。
報告書作成者職氏名	職名 労働安全課長 氏名 安全 第一郎							
事業者職氏名	職名 代表取締役 氏名 厚生労働食品(株) 足場 良夫							

平成31年 4月 26日

仙台労働基準監督署長 殿

備考 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、それぞれ所轄労働基準監督署に提出すること。氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。